

2023年9月13日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

監理銘柄（確認中）の指定について

下記のとおり、監理銘柄（確認中）に指定することにしましたので、お知らせします。

記

1. 銘 柄 株式会社TAKISAWA 株式
(コード：6121、市場区分：スタンダード市場)
 2. 監理銘柄 (確認中) 2023年9月13日（水）から当取引所が上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで
指定期間
- 条 文 有価証券上場規程施行規則第604条第1項第23号及び第24号
(特別支配株主が株式等売渡請求を行うことを決定したことに係る開示に準ずる発表等を行ったとき、及び、特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行うことに関する取締役会の決議を行った場合に該当するため)
3. 理 由 株式会社TAKISAWA（以下「同社」という。）は、本日、ニデック株式会社（コード：6594、市場区分：プライム市場）（以下「公開買付者」という。）が実施する同社株式の上場廃止を企図とした公開買付けについて、賛同の意を表明しました。
また、同社は、（1）公開買付けが成立し、公開買付者が同社の総株主の議決権の10分の9以上を保有するに至った場合には、公開買付者は株式等売渡請求を行う予定である旨、及び、（2）公開買付けが成立し、公開買付者が同社の議決権の10分の9以上を保有するに至らなかった場合には、公開買付者は、当該公開買付けが成立した後の株主総会において、公開買付者を除く同社株主の所有する同社株式の数が1株に満たない端数となる割合で行う株式の併合に係る議案を付議することを同社に要請する予定である旨を発表しています。
上記（1）に記載する場合、同社が当該株式等売渡請求を承認するとき

には同社株式は上場廃止となること、また、上記（２）に記載する場合、同社の株主総会において当該議案が承認されたときには同社株式は上場廃止となることから、当取引所は、当該発表をもって、同社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、監理銘柄（確認中）に指定します。

以 上